

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年2月6日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (07408)
地域名 (地域内農業集落名)	水沢地区 (水沢集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	26.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25.3 ha
② 田の面積	26 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	1.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.9 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現在の耕作者は30歳代から70歳代までおり、年齢層のバランスはとれているものの、若い農業者は減少していることから高齢化が進んでいく懸念がある。

将来を考えると、早い段階で新たに就農する若者を確保をする必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後、現状を維持しつつ、農地の規模拡大や生産コストの低減、経営の複合化、加工直販といった6次産業化にも取り組んでいきたいという意向がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	91%	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、4箇所、平均161a(令和5年度時点)			
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

集落の農地利用は、水沢地区の中心経営体や農業者が担う。農地所有者は、水沢地区内で相談を行なった上で農地を機構等を活用して貸付け、耕作者は機構等を活用して農地を借り受ける。集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、他の集落の認定農業者の入作等で対応する。水沢地区集落営農組織(仮称)を組織し、集落営農組織へ集積を行っていく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3)基盤整備事業への取組

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

将来に向けて、新規就農者等を確保するため、町に新規就農を希望する者の相談があった場合には、積極的に受け入れを行い、集落で支援をしながらベテランの農業者に新規就農者に営農指導等の協力をお願いする。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策

☐ ②有機・減農薬・減肥料

☐ ③スマート農業

☐ ④輸出

☐ ⑤果樹等

☐ ⑥燃料・資源作物等

☒ ⑦保全・管理等

☐ ⑧農業用施設

☐ ⑨耕畜連携

☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ⑦中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
- ⑩多面的の事業の際などに、農地利用等に関しても話し合いを行う。
- 農地の貸借の場合には集落で話し合いを行いなるべく連担化が図れるような貸借に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稻	9.4 ha	ha		ha	ha		
利用者	2	水稻	6 ha	ha		ha	ha		
利用者	3	水稻	4 ha	ha		ha	ha		
利用者	4	水稻	2.8 ha	ha		ha	ha		
利用者	5	水稻	1.9 ha	ha		ha	ha		
利用者	6		0 ha	ha	水稻	25 ha	ha		
認農	7		0 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		24.1 ha	0 ha		26.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

水沢 目標地図

